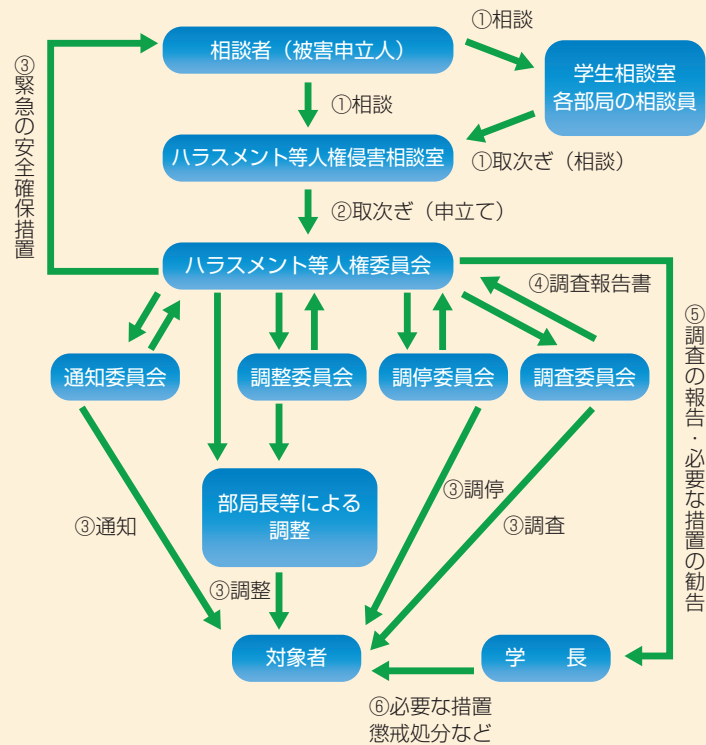


ハラスメント等 人権侵害相談・問題解決支援の流れ

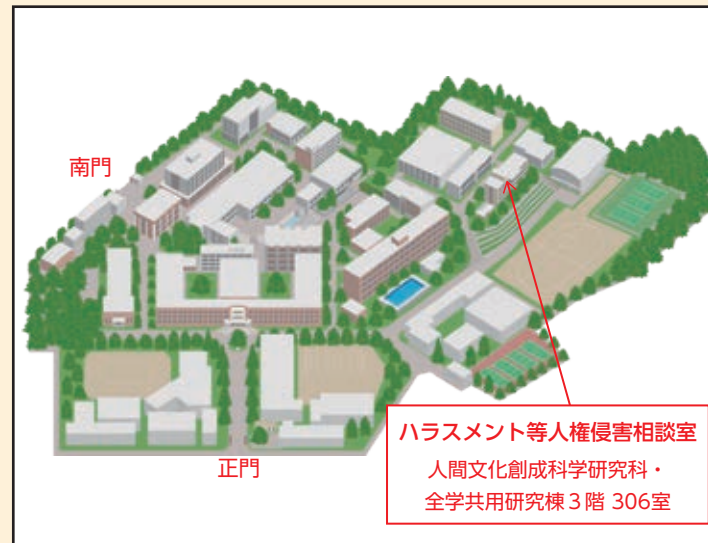


ハラスメント等人権侵害相談室

学外からの専門の相談員がハラスメント等その他の人権侵害について対応します。問題が生じたら、一人で悩まずに気軽に相談してください。相談内容については堅く秘密を守りますのでご安心ください。

相談受付 電話、電子メール、直接の来訪等で受け付け、相談の日時を決めます。

電話・FAX **03 - 5978 - 5936**
 E-mail shsoudan@cc.ocha.ac.jp
 URL http://www.ocha.ac.jp/campuslife/support_center/harassment/index.html
 大学HPの「お茶大案内」→「お問い合わせ・相談窓口」→「ハラスメント等人権侵害相談室」



ハラスメント等人権侵害防止ガイドライン

本学では、安全で差別のない環境のもとで学習・研究・就労する権利と自由を保障することを目的としガイドラインを制定しています。（大学HPの「お茶大案内」→「お問い合わせ・相談窓口」→「ハラスメント等人権侵害相談室」からダウンロードできます。）

http://www.ocha.ac.jp/campuslife/support_center/harassment/index.html

ハラスメント等を防ぐために

特殊な人たちの例外的な問題と片づけるのではなく、ハラスメント等人権侵害を起りにくくするような環境を皆で作っていくことが必要です。普段から、相手が誰であれ、ひとりひとりの人格に対してお互いに敬意を払うことが基本です。

ハラスメント等が起きてしまったとき

- 不快な言動に対しては、もし可能であれば、「不快である」という気持ちをはっきり相手に伝えてみましょう。
- 記録をつけておきましょう。
- 一人で悩まず、とにかく誰か信頼できる人に相談してみましょう。
- 誰かに相談された場合は、話に耳を傾けてあげてください。必要があれば相談室まで同行してあげてください。

- 1. 相談 (①)**
セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントなどに関する相談は、ハラスメント等人権侵害相談室で受け付けています。学生相談室や各部局の相談員でもかまいません。
- 2. 取次ぎ (②)**
相談者の希望に応じて、相談室はハラスメント等人権委員会に問題解決の申立てを取り次ぎます。（緊急の場合に直接ハラスメント等人権委員会に申立てを行います。）
- 3. ハラスメント等人権委員会の役割 (③～⑤)**
 - ハラスメント等人権委員会は、調査委員会を設置し、調査委員会は中立な立場から事実調査を調査します。調査の結果、学長に対し、調査の報告と必要な措置の勧告をします。（調査）
 - 被害者の権利回復を目的とした調停による解決を試みることもあります。（調停）
 - 関係する部局長に対して、相手方との調整を求めることも出来ます。（調整）
 - 注意喚起のため、被害内容を対象者にすみやかに通知する制度も用意されています。（通知）

状況によっては、あなたの安全を守るために必要な緊急措置を取ります。
- 4. 処分・措置 (⑥)**
学長はハラスメント等人権委員会からの勧告に基づき、必要な措置を決定します。大学が、事案によって懲戒処分を決定することもあります。

※相談から問題解決までのいかなる段階においても、相談内容やプライバシーに関する秘密保持は厳守されます。

Harassment Prevention Guide ハラスメント相談ガイド

わたしたち
お茶の水女子大学は
ハラスメントのない
環境を作ります！

お茶の水女子大学

ハラスメント等人権委員会

〒112-8610 東京都文京区大塚2丁目1番1号